

事業者排出量削減計画書 (新規・変更) 35

(あて先) 京都府知事		平成18年		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印)		
京都府城陽市平川広田 87-5		中島工業株式会社 中島 睦夫		
		電話 0774 - 54		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	プラスチック加工品の製造販売			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	エネルギーの消費効率の減少。全部門での環境マネジメントの導入。原材料の削減と廃棄物排出量の削減。			
推進体制	社長を筆頭とする環境推進委員会を発足し地球温暖化対策に取り組む体制を構築し社員全員で取り組む。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	17~18	会社全体	有害物質及び臭気対策として既設燃焼式脱臭装置を導入。18年12月に生産機及び脱臭装置増設。	
	18~19	会社全体	19年10月にISO14001取得に向けて取り組む (18年10月キックオフ、18年10月外部講師による勉強会開始)	
	18	会社全体	著しい環境側面の抽出 (10~12月)	
	19	会社全体	1月に環境改善の計画書発行し全社にて削減の取り組み開始。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	5,816 t	9,884 t	69.9 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 5,816 t	*2 9,884 t	69.9 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh (熱供給量) GJ	(削減量) t (削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績) *1 5,816 t	目標年度 (計画) (*)2-(*)3 9,884 t	削減率 (計画) 69.9 %
特記事項	平成2年度のエネルギー消費量は電気使用のみであり、そのときの消費電力は1324kw/hであるから重油換算340キロリットル、二酸化炭素換算で500tであった。平成17年は平成12年と比較すると約10倍となっており、これは会社規模が大きくなり設備増設した事に起因している。特に平成16年12月から有害物質排出規制に対する燃焼式脱臭装置の導入を始めたことによりエネルギー消費が多くなりました (平成16年12月に1基、平成17年8月に2基、平成18年3月に1基) 又平成18年12月に生産機と燃焼脱臭装置それぞれ3基の増設がありエネルギー消費もそれに伴い多くなります。平成19年度の二酸化炭素換算が多いのは生産機増設による物です。温室効果ガスの排出量の削減に関しては実質的には平成19年1月からの実施となります。具体的な削減計画は、新設した脱臭装置の排熱エネルギーを生産機への再利用を計画しています。またISO14001を平成19年9月取得に向けて会社全員で環境問題に取り組むことを始めた。			
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者は貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の排出する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。